

令和7年 第3回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時:令和7年3月19日(水)午後3時00分

場 所:福生市役所第二棟4階委員会室

令和7年第3回福生市教育委員会定例会

<議題>

1 議案

(1) 議案第15号

福生市立学校情報セキュリティ対策基準の一部改正について

(2) 議案第16号

福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について

(3) 議案第17号

令和7年度学校運営協議会委員の委嘱について

(4) 議案第18号

福生市社会教育委員の委嘱について

(5) 議案第19号

福生市公民館運営審議会委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 報告第6号

令和6年度福生市立学校学校評価について

(2) 報告第7号

福生市立学校令和8年度使用教科用図書採択要領について

(3) 報告第8号

令和7年度入学式告辞について

(4) 報告第9号

令和7年度福生市立小・中学校の教育課程届の概要について

(5) 報告第10号

福生市立中学校の部活動の地域展開チャレンジプランについて

出席委員	教育長	石田 周
	教育長職務代理者	宇田 剛
	委員	加藤 孝子
	委員	野口 哲也
	委員	高橋 典久

事務局(説明員)	教育長(再掲)	石田 周
	教育部長	中島 雅人
	参事兼教育指導課長	森保 亮
	教育総務課長	大楠 功晃
	教育部主幹	吉本 一也
	学務課長	恒吉 薫
	教育支援課長	森田 尚之
	生涯学習推進課長	菱山 栄三郎
	スポーツ推進課長	近野 淳
	公民館長	佐藤 克年
	図書館長	森本 恭子
	指導主事	田畑 圭洋
	教育総務係長(書記)	岸野 美幸

傍聴人	1人
-----	----

開 会・前回の議事録・日程

【教育長】 それでは始めさせていただきます。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第13、報告第11号、令和7年度福生市立学校教職員の人事異動についてにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第14、その他報告事項の後に報告したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、日程第13、報告第11号については公開しない会議として、日程第14の後に報告することといたします。

議事に入ります前に申し上げます。令和7年2月14日に開催いたしました、令和7年第2回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。令和7年第2回定例会議事録については承認されました。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、宇田剛委員、高橋典久委員を署名委員として指名いたします。

教育長報告

【教育長】 次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を部長及び参事より申し上げます。初めに、中島教育部長より報告いたします。中島部長。

【教育部長】 それでは、私からは学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。まず、一番左の列、市の動きでございます。令和7年第1回福生市議会定例会が3月4日より3月28日の予定で開催されております。初日、市長より施政方針、教育長より教育方針が示されております。また、令和7年度当初予算が予算審査特別委員会で審議され、賛成多数にて可決されました。今後は28日の

本会議にて議決となります。

続きまして、各課でございます。まず、教育総務課でございます。2月28日には、東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会が東京自治会館にて開催され、加藤委員と高橋委員に御出席をいただいております。3月8日、令和6年度福生市教育委員会表彰式が、もくせい会館にて行われ、個人29名、団体2団体が表彰されました。教育委員の皆様におかれましては、御出席いただきありがとうございました。また、本日19日には中学校全3校で卒業式が挙行され、福生第一中学校に高橋委員、福生第三中学校に宇田委員にそれぞれ御出席いただいております。

次に生涯学習推進課でございます。3月17日、令和6年度スタジアム事業終了式を、もくせい会館にて実施をいたしました。参加していた42名全ての生徒の進路が決定しております。

次に、公民館でございます。市民会館が3月3日から6日までの間、全館停電を伴う工事のため臨時休館をしておりましたが、工事が終了し、3月7日より業務を再開しております。

次に、図書館でございます。2月26日から3月6日までの間、図書館システムの機器入れ替え等の作業のため、図書館全館を休館しておりましたが、機器入れ替え等の作業が終了し、3月7日より業務を再開しております。

その他、各課の主な事務につきましては、後ほど御覧ください。

5ページをお願いいたします。こちらは次回定例会までの主な予定でございます。最初に市の動きでございます。3月15日より、第42回福生市ふっさ桜まつりが開催されます。なお、開会式につきましては、3月29日に多摩川中央公園げんき広場にて開催される予定です。

次に、教育総務課でございます。3月25日には、各小学校で卒業式が挙行されます。また、新年度となる4月7日には、各小学校で、8日には各中学校にてそれぞれ入学式が挙行されます。教育委員の皆様には御出席方、よろしくお願いいたします。

次に、スポーツ推進課でございます。4月19日、春のウォーキングが行われます。今回は、青梅市の御岳溪谷遊歩道にて実施予定でございます。

最後に、公民館でございます。1月14日から3月31日までの間で、市民会館ホール設備等の改修工事を実施しております。工事期間中は、大小ホールの使用を休止しておりますが、4月1日より大小ホールの使用を再開する予定であります。

その他、各課の主な事務につきましては後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

【教育長】ありがとうございました。ただ今説明がございました、2月28日に開催されました、東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会に、加藤委員と高橋委員が出席されております。ありがとうございました。お2人を代表しまして、高橋委員に御発言をいただきたいと存じます。高橋委員。

【高橋委員】ただ今、中島部長よりお話がありましてお話し、2月28日、東京自治会館で開催された東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会に加藤委員と参加してまいりました。代表して報告させていただきます。

「学校に行けなかった僕の気持ちと両親や先生との関わり方～まわりの大人たちにしてほしかったこと～」という内

容で、漫画家の棚園正一氏より講演がございました。学校に行けなかった棚園さんは、いろいろな方の力を借りて学校に行けるようになったという講演でした。その一つの大きなきっかけは、漫画家の鳥山明さんに出会ったことでした。今では直接御自宅に行くということはなかなかできない時代ですが、30年前の出来事です。会える約束をした際に、どのようなことを聞こうかと小学生ながら一生懸命考えたそうです。その時の質問が、学校に行かなくても漫画家になれますか、でした。鳥山明さんは、行かなくてもなれると思うけどさ、行ったほうが学校の話とかできるから便利かもねと、それを聞いた棚園さんは、それだけかと思ったそうです。さらに漫画を見てもらって言ってもらえたのが、君の漫画は自分の世界があるのがいいよねと。そして、それが一番大切と。その時、棚園さんは、生まれてきてよかったと思ったそうです。認めてもらうということがどれだけ幸せかと、小学生ながら生きていいんだと実感したそうです。

講演を聞いて思ったのが、認めてあげるということ、そして、いろいろな経験をさせてあげる機会をつくること、福生市でも2026年4月に第一中学校に不登校特例校の分校を開放する予定になっております。誰一人取り残さない、気持ちのこもった政策だと思います。これからも、ふっさっ子の幸せな未来のために、いろいろ勉強させていただきたいと思いました。貴重な講演に参加させていただき、ありがとうございました。以上、報告になります。

【教育長】ありがとうございました。以上の報告について、質問がありましたらお願いいたします。

【加藤委員】 よろしいですか。

【教育長】 加藤委員。

【加藤委員】 同じく、高橋委員と一緒に出席させていただきまして、教育委員会に御提案というか、お願いというか、講演を聞いて思いました。一つには、棚園さんの著書を図書館や、あと、今度できる、今度できるでなくても、7組さんでもいいんですが、置いていただけると非常にいいのではないかとというのが1点と。

もう1点は、やはり今までは先生とか、支える側のお話を聞いてたのが、今回は当事者のほうからのお話が聞けたので、そういう講演会というのはやっぱりいいなと。押し付けではないってどうか、上からではなく、本人たちから発信する声というのを聞く機会が私たちにもあるといいなことと。あと、彼らは不登校というキーワードに触れなくなかったというのが大きかったようなので、今度できる学校とかにも、やはり不登校とか、子どもたちに接する時にも、ちょっとその辺の配慮を加えたほうが学校に足を運ぶ機会が増えるのではないかと考えたのでお願いしたいと思いました。お願いします。

【教育長】 貴重な御意見ありがとうございました。何かありますか。本の話は、これは図書館っていうよりは、学校図書館でもいいですね。あと、7組の新しい、今の7組に置けるようなものであれば、検討していきたいと思います。

【加藤委員】 お願いします。

【教育長】 他はいかがでしょうか。東京都でも、当事者の方をお呼びして話聞かっていうことをずっとやってきていて。本市もそういう機会があったら、その方じゃなくてもよろしいかと思うんですが、そういう方がいたら、当事者の話聞くことは大事だと思いますので。他いかがでしょうか。ありがとうございました。

次に、森保教育部参事より報告いたします。森保参事。

【教育部参事】 私からは、学校教育に関する所管事務について、大きく2点御報告申し上げます。1点は、令和6年度学校評価及び令和7年度教育課程の届け出について、全校が届け出を終了しておりますことを御報告いたします。なお、内容につきましては、後ほど私と指導主事よりそれぞれ御報告申し上げます。

2点は、行事等の実施状況についてです。ア、TGG GREEN SPRINGSにつきましては、資料に記載の日程で実施いたしました。イ、令和6年度卒業式でございますが、中学校は本日3月19日（水曜日）に挙行されております。卒業生は353名で、厳正、厳粛かつ感動的な卒業式であったとの報告を受けております。また、3月25日（火曜日）には、市内全小学校において卒業式が挙行される予定となっております。

イ、令和7年度福生市立学校教職員辞令伝達式等でございますが、令和7年4月1日（火曜日）、もくせい会館3階にて実施いたします。新たに着任する校長、副校長の辞令伝達を午後1時45分から、新規採用教員及び転任教員等の辞令伝達を午後2時から実施いたします。午後1時40分頃に御参集いただければ幸いに存じます。よろしくお願いいたします。

ウ、令和7年度の入学式でございますが、小学校は4月7日（月曜日）、中学校は4月8日（火曜日）にて、それぞれ挙行予定でございます。新入生は小学校337名、中学校306名を予定しております。私からの報告は以上でございます。

【教育長】 以上、報告が終わりました。質問がありましたらお願いいたします。ついに300人を切りそうな新中学校1年生になりましたね。よろしいでしょうか。それでは教育長報告を終わります。

議案

議案第15号

福生市立学校情報セキュリティ対策基準の一部改正について

【教育長】 次に、日程第3、議案第15号、福生市立学校情報セキュリティ対策基準の一部改正についてを議題いたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願いいたします。吉本主幹。

【教育部主幹】 日程第3、議案15号、福生市立学校情報セキュリティ対策基準の一部改正についてでございます。

11ページ、資料1を御覧ください。改定の趣旨でございます。福生市立学校情報セキュリティ対策基準は、文部科学省のガイドライン及び福生市情報セキュリティ対策基準を基に作成をされておりまして、福生市情報セキュリティ対策基準の条項を多く引用しております。このたび、令和6年10月に総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、令和6年10月2日改正に伴い、福生市情報セキュリティ対策基準が一部改正となりました。そのため、福生市立学校情報セキュリティ対策基準についても同様に、条の追加及び準用規定の整備の一部改正を行うものでございます。

2、改正の内容についてでございますが、追加条項は表のとおりとなっております。

1段目、2段目は、統括情報セキュリティ責任者、こちらは教育部参事になります、の権限及び報告事項の追加。3段目は、データの長期保存の際に、災害等による紛失を考慮して保管することを記載しております。4段目は、情報セキュリティインシデントが発生した場合に、別の教育情報システムにおいても発生している可能性について明示をしております。最後、5段目でございますが、令和4年度に、福生市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行しているため、遵守する法令に追記をしたものでございます。

(2) 準用規定整備につきましては、恐れ入りますが別紙、新旧対照表2ページ、第21条以降を御参照ください。

3、改正による影響と効果でございますが、一部改正を行うことで適正なセキュリティ対策運用を行うことが可能となります。4、施行日は令和7年4月1日を予定してございます。説明は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

議案第16号

福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について

【教育長】 次に、日程第4、議案第16号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第4、議案第16号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、令和7年度の教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の任免、その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。

次に、内容でございますが、教育委員会事務局職員及びその他教育機関の職員の任免、その他、進退を行うことにつきましては、特に管理職職員については都度、教育委員会にお諮りし、決定いただいておりますが、本議案につきましては、事務の都合上、教育委員会定例会を開催するいとまがないことから、管理職職員も含め、教育長が臨時代理として任免等を行い、その後の教育委員会で御報告させていただくことについてお願いするものでございます。以上、議案第16号、福生市教育委員会事務局職員及びその他の教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についての説明とさせていただきます。

【教育長】ありがとうございました。内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。ありがとうございます。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり決定することといたします。

議案第17号

令和7年度学校運営協議会委員の委嘱について

【教育長】次に、日程第5、議案第17号、令和7年度学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。菱山課長。

【生涯学習推進課長】それでは、日程の第5、議案第17号、令和7年度学校運営協議会委員の委嘱について、その提案理由ならびに内容について御説明を申し上げます。

資料は21ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、福生市立学校学校運営協議会規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり、福生市立学校学校運営協議会委員に委嘱したいため本議案を提出するものでございます。

各学校運営協議会委員の名簿につきましては、資料の23ページから27ページまでに掲載したとおりでございます。なお、学校運営協議会委員につきましては、任期が1年となっております。以上内容について御説明申し上げますが、御審議を賜りまして、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。確認ですけど、これは校長のほうから推薦が上がってきて、この一覧になっているということ。そして、星のダイヤが付いてるのが委員長ですね。各学校の一番上に書かれてる方が委員長になります。一部、学校名、校長先生方の名前がないのは、これから公表されるために、今の段階では職名だけが書かれている、そういう構成ですね。御質問等ございますか。よろしゅうございましょうか。質疑がないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり同意することといたします。

議案第18号

福生市社会教育委員の委嘱について

【教育長】 次に、日程第6、議案第18号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。菱山課長。

【生涯学習推進課長】 それでは日程第6、議案第18号、福生市社会教育委員の委嘱について御説明を申し上げます。

資料は29ページをお願いいたします。福生市社会教育委員の委嘱につきましては、福生市社会教育委員の設置に関する条例第5条の規定に基づき、教育委員会に委嘱するものでございまして、次の方を社会教育委員に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。

同条例によりまして、委員の定数は10名と規定されてございます。また、福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育関係者及び社会教育関係者、家庭教育の関係者ならびに学識経験のある者の中から委嘱しようとするものでございます。

資料31ページをお願いいたします。現在の社会教育委員の任期が令和7年3月31日をもって満了となりますことから、令和7年4月1日からの2年間、この表に記載されている皆様を委嘱の候補者としてございます。なお、現在、委員は10名いらっしゃいまして、そのうち8名の方が再任となっております。新任の方でございます。表の1番、学校教育関係者として、福生第四小学校校長、表の5番、社会教育関係者として末永 考さんを予定してございます。以上、10人の委員候補者の任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようで

したら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第18号は原案とおり同意することといたします。

議案第19号

福生市公民館運営審議会委員の委嘱について

【教育長】 次に、日程第7、議案第19号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。佐藤公民館長に内容説明をお願いいたします。佐藤館長。

【公民館長】 それでは日程第7、議案第19号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明を申し上げます。

資料33ページをお願いいたします。提案理由でございますが、社会教育法第30条及び福生市公民館条例第17条の規定に基づき、次の方を福生市公民館運営審議会委員に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。任期でございますが、令和7年4月1日から令和9年3月31日まででございます。委員は記載の10名となりますが、再任は7名、新任は3名でございます。新たをお願いいたします委員3名でございますが、項番1の学校教育関係者は、福生第七小学校校長、項番6の社会教育関係者は佐々木恵子氏、項番7の家庭教育関係者は齋藤悠氏でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第19号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり同意することといたします。

報告事項

報告第6号

令和6年度福生市立学校学校評価について

【教育長】 次に、日程第8、報告第6号、令和6年度福生市立学校学校評価についてを議題といたします。森保教育部参事より内容説明をお願いいたします。森保参事。

【教育部参事】 それでは日程第9、報告第7号、令和6年度福生市立学校学校評価について御説明申し上げます。

定例会資料41ページを御覧ください。

本資料は、学校評価総括表、学校自己評価シート、学校評価書の3つの資料の構成となっております。本日につきましても、45ページからの学校評価総括表をもとに御説明をさせていただきます。各学校では、それぞれ特徴ある教育活動を進められているところではございますが、地域人材等を活用した教育活動の充実が図られている点は共通しております。その他、タブレット端末等、ICTの活用、コミュニティスクールの充実等が共通項目として挙げられているところでございます。

それでは、50ページ、福生第六小学校の総括表を御覧ください。表の左、学校自己評価総括の(1)にございます、学力の定着の向上には、最初の項目に授業改善の推進が掲げられております。本校は今年度、教育研究奨励校としての研究を生かし、教員の授業改善を図ってまいりました。

表の中ほど、学校関係者評価総括を御覧ください。子どもが学習を理解しているかとの問いに対する保護者の回答が5ポイント以上向上し、88.4%となったとのことでございます。同校は本年度教育研究奨励校として研究は終わりましたが、来年度以降もコミュニティスクール委員と連携し、家庭教育の充実に取り組むとのことでございます。

続きまして、52ページ、福生第一中学校でございます。表の左、学校自己評価総括の2段目、健全育成にございます、誰一人取り残さない教育の実践を第1目標に掲げたところ、学校は楽しいと回答した生徒の割合が84.5%となり、前年比で2.9ポイントの増となったとのことでございます。

一方で、健全育成の5項目目、自分の進路や将来について考えているが78.7%と、前年比で0.5ポイントの減になったとのことでございます。表の右、総括評価には、中段に今後も生徒の主体性を育む指導、生徒自らが考える指導等を重視し、生徒一人一人が社会生活に必要な資質能力を育む教育を推進すると記載されております。説明につきましては以上でございます。なお、この後、指導主事より御説明申し上げます各学校の教育課程につきましては、学校評価で明らかとなった成果や課題を踏まえて編成するよう、全ての学校に指導しております。以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。大変膨大なものになってございまして、大変また細こうございます。来年度、学校を回って教育委員会訪問がございまして。そういった折に、この背景としてこういったものがあってということで、参考資料にさせていただければよろしいかと存じます。後で、教育指導課から教育課程の届け出の一覧表が出ますので、そこそここれがある意味リンクしている形になっております。質疑よろしいでしょうか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。報告第6号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第6号は報告のとおり承認することといたします。

報告第7号

福生市立学校令和8年度使用教科用図書採択要領について

【教育長】 次に、日程第9、報告第7号、福生市立学校令和8年度使用教科用図書採択要領についてを議題といたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願いいたします。吉本主幹。

【教育部主幹】 日程第9、報告第7号、福生市立学校令和8年度使用教科用図書採択要領についてでございます。

資料1を御覧ください。139ページとなっております。この要領は、福生第一小学校、福生第二小学校、福生第一中学校に設置している特別支援学級において、令和8年度に使用する教科用図書の採択を行うために定めるものでございます。

内容といたしましては、第2の採択の方針、第3の組織及び任務について示し、調査委員会の任務を明確にしております。なお、調査委員の任期は、令和8年3月31日までとしております。第4といたしましては、調査研究の内容、方法について示しております。

東京都教科用図書選定審議会の答申等を踏まえまして、学習指導要領の目標及び内容等に照らし、より適切な教科書を選定するための観点として、令和6年度と同様に、内容、構成上の工夫、特徴の3点を設定しております。

140ページ、第5、適正かつ公正な採択の確保、第6として、教科書展示会についても定めてございます。

141ページを御覧ください。福生市立学校教科用図書採択要綱第2条に基づきまして、令和7年度においては、文部科学大臣の検定を経た令和8年度用の新たな教科用図書がございませんので、選定協議会は設置をせず、調査委員会のみ設置いたします。そのため、御覧のとおり組織構成図となっております。

143ページを御覧ください。資料2となっております。採択事務のスケジュールとなります。5月20日、調査委員会総会を開催いたしまして、その後、約1カ月かけて調査委員会にて、教科用図書の内容についての検討をしていただきます。調査委員会の結果に基づきまして、7月25日の教育委員会定例会において御審議を賜り、御採択の決定をいただきたく存じます。

資料3につきましては、根拠として要綱を添付させていただきました。事務局といたしましては、令和7年度においても、公正公平な立場で適正な採択事務を進めてまいります。以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。報告第7号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めます。よって報告第7号は報告のとおり承認することといたします。

報告第8号

令和7年度入学式告辞について

【教育長】 次に、日程第10、報告第8号、令和7年度入学式告辞についてを議題といたします。田畑指導主事より内容説明をお願いいたします。田畑指導主事。

【指導主事】 では私から、日程第10、報告第8号、令和7年度入学式告辞について御報告申し上げます。

資料は151ページ、153ページを御覧ください。小学校は話を聞くこと、中学校は出会いを大切にすることをテーマで作成しております。特に小学校においては、小学校生活への激励に加え、不安を抱える児童や保護者に安心感を与えられるよう配慮して作成しております。私からの説明は以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。野口委員。

【野口委員】 期待と不安を抱えている小学校1年生に対して、「頑張っね」という強いエールと、「大丈夫だよ」という優しさにあふれた素晴らしい告辞だと思いました。意見として述べさせていただきます。ありがとうございました。

【教育長】 ありがとうございました。さまざまな御指導、御意見をいただき、指導主事が随分勉強になったというふうに思っております。ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。報告第8号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第8号は報告のとおり承認することといたします。

報告第9号

令和7年度福生市小・中学校の教育課程届の概要について

【教育長】 次に、日程第11、報告第9号、令和7年度福生市小・中学校の教育課程届の概要についてを議題といたします。田畑指導主事より内容説明をお願いいたします。田畑指導主事。

【指導主事】 では、私から日程第11、報告第9号、令和7年度福生市立小・中学校の教育課程届の概要について御報告申し上げます。

資料は157ページを御覧ください。このたび、福生市立学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、令和6年度教育課程を受理いたしました。ここでは、その概要を御報告いたします。資料を御覧ください。各校の教育目標と特色ある教育活動の要点について、中学校区ごとに色分けして縦に並べています。特に各校が設定した教育目標の重点項目に関連が高いもの、又は各校の特色が表れているものを3つずつ掲載しております。

全体としましては、改定される福生市教育ビジョンと整合させた福生市教育委員会作成教育課程基本方針を基に、各校創意工夫を凝らして教育課程を編成しているものと捉えております。特に基礎・基本の確実な定着については、各校が共通の認識のもと、実態に応じた対応の強化が図られております。

市教育委員会といたしましては、このことに加え、英語教育の充実に向けたALTの効果的な活用について、読書活動のさらなる充実について、歯磨き指導の継続について、特にこの3点を強調して、個々の学校に依頼したところでございます。また、余剰時数についても設定の理由を確認し、過度な負担とならないよう、必要に応じて見直しを依頼しております。4月以降は、指導主事による学校訪問や各種調査、各種委員会や研修会等の機会を捉えて、各校の教育課程が着実に実施されていくよう、校長と連携して教育活動を充実させてまいります。報告は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。宇田委員。

【宇田委員】 ちょっと1点だけ教えてください。左下の第三小学校の特色の①番のところ、担任力の向上を図る、特別活動を充実させてありますね。③のところ、今度は高学年で教科担任制を導入して、基礎基本の定着を目指すとなっています。①番で担任力の向上、③番では教科担任、いわゆる学級担任を外して教科担任ということで、矛盾するわけではないんですけども、この辺は第三小学校さんはどんな感じで実施していくイメージなんでしょうか。

【教育長】 田畑指導主事。

【指導主事】 第三小学校の今回の令和6年度の学校評価に関する主たる課題として、三小が取り上げているのは、まさに学級経営力でございました。そこに向けて校内研究等で特別活動を中心に担任の経営力を高めていきたいという思いと同時に、どうしても小学校ですので、1人で見るのが多くなる分、様々な先生と交換授業をしながら、それ

それぞれの学級経営の良さを学んでいくという狙いもあると聞いております。以上です。

【宇田委員】 はい。分かりました。

【教育長】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。報告第9号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第9号は報告のとおり承認することといたします。

報告第10号

福生市立中学校の部活動の地域展開チャレンジプランについて

【教育長】 次に、日程第12、報告第10号、福生市立中学校の部活動の地域展開チャレンジプランについてを議題といたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願いいたします。吉本主幹。

【教育部主幹】 日程第12、報告第10号、福生市立中学校の部活動地域展開チャレンジプランについてでございます。

それでは、資料1を御覧ください。中学校の部活動の地域連携・地域移行について、令和6年度に部活動の地域連携・地域移行検討会を開催いたしまして、6つの提言をいただいたところでございます。このチャレンジプランというのは、その委員会の提言を踏まえまして作成した、福生市教育委員会が部活動の地域展開を行う推進計画の名称となっております。チャレンジプランの本文につきましては資料3にございますが、内容が多岐にわたりますため、資料1の概要版を用いて御説明をさせていただきます。

それでは、左側、緑枠、地域展開チャレンジプランと書いているところを御覧ください。今後、福生市教育委員会として、大きく6点の内容について検討してまいります。1点は、部活動の地域連携・地域展開検討会を設置し、具体的な検討を行っていくこと。2点は、地域展開に向けたトライアル事業の検討と実施。3点は、教員の兼業・兼職。4点は、生徒や保護者への周知。5点は、合同部活動の推進。6点は、地域クラブチームとの連携についてでございます。詳細はチャレンジプランの説明の際にいたします。

次に右側、オレンジの枠を御覧ください。

令和11年度までに、福生市の部活動が目指す姿として、平日は学校で部活動を行い、休日においては、FJC運営による地域クラブでの活動を目指したいと考えております。このFJCとは仮称でございますが、福生ジュニアクラブの略称となっております。FJCの運営する地域クラブについてですが、安定した部活動の運営を進めていくために、当面

は行政が主導で進める必要があること、指導者の育成や保護者、学校、関連機関との連携にはコーディネーターの存在が不可欠であるなどの提言もございましたことを御意見いただいたところでございます。そのため、行政主導で地域クラブの母体となる「福生ジュニアクラブ」を創設いたしまして、土日の活動の移行を進めてまいりたいと考えているところです。

このFJCは何をするところかと申し上げますと、点線枠内の6点の業務を想定しております。運営については委託を視野に、令和7年度に事業化に向けた予算案を含めて検討・調整を進めてまいりたいと考えております。

資料の下部のスケジュールを御覧ください。この構想の実現を目指し、令和7年度にはFJCの事業スキーム、計画の作成や関係者の協議、予算化に向けた利用者負担割合の検討、部活動を実施したいという思いに応える教員への兼業・兼職の要件の定義などについて検討していきます。令和8年度には、各校一部数程度で、(土曜日)(日曜日)の運営を目指していきたいと考えております。

令和7年度の取り組みにつきましては、163ページの資料2の記載のとおりとなっております。横版となっております。4月から3月まで、各内容についての検討のスケジュールとなっております。以上が福生市立中学校の部活動の地域展開の概要でございます。

続きまして、チャレンジプランそのものについての御説明をさせていただきます。本日は、机上に配布をしました概要版で説明をさせていただきたく存じます。本体は165ページ、資料3以降となっております。

それでは、概要版の左上についてでございます。チャレンジプランについてでございますが、先ほど説明いたしましたとおり、令和7年度から令和11年度までの期間において、福生市の部活動の地域展開に向けた取り組み内容を記載したものとなっております。

第1章では、本チャレンジプランの策定の背景として、国、東京都の方向性について記載しております。

第2章では、福生市の部活動の現状とこれまでの取り組みについて掲載しております。(1)福生市中学校の現状では、人口推移と現在の各中学校の部活数、生徒の所属割合などを掲載いたしました。(2)これまでの部活動の地域連携・地域移行に向けた取り組みとしましては、主だったアンケート調査結果の抜粋、令和6年度に行った検討委員会に示された6つの提言について掲載しております。

第3章でございますが、チャレンジプランの目標と視点として3点を記載しております。(1)チャレンジプランの目標には、中間目標と最終目標を記載いたしました。(2)(3)には、チャレンジプランを進めるに当たって重要な視点と推進上の留意点について示してございます。

第4章は、6つの提言を踏まえた改革実行スケジュールについて記載しております。令和7年度は改革推進期間、令和8年度は改革実行機関として位置付け、令和11年度に中間目標の達成に向けて進めてまいります。具体的な取り組みが(2)から(7)となっております。(2)部活動の地域連携、地域展開検討会の運営、こちらは校長会、中学校校長会、教育指導課、また庁内の関係部署と目標の具現化に向けた取り組みの検討をしております。

(3)地域展開に向けたトライアル事業の検討実施でございます。トライアルというのは試行というような意味でございます。行政主導での地域クラブの実現に向けて、具体的な調整と検討を行ってまいります。実施に当たっては予算の確保、利用者負担とのバランス、教員の兼職兼業の生徒の調整、あと、施設の管理方法など、さまざまな内容に

ついて決定する必要がございます。(4) 教員の兼業兼職についてですが、指導を希望する教員が活動に参加できるように、制度設計の検討をしております。内容については、トライアル事業の中に内容を組み込む形を想定しております。

(3) 生徒保護者への周知でございますが、部活動の改革、また利用者負担などについて必要な情報を発信しております。(6) 合同部活動の推進については、人口減少などに伴い、部活動の集約化を学校と協議しながら進めてまいります。(7) 地域クラブチームとの連携については、既存のクラブチームとの共存の在り方について。例えば、バトミントンアカデミーの中体連の大会参加費などの考え方について整理をしております。

最後に、大変恐縮ですが191ページを御覧いただきたいと思っております。191ページには、令和7年度から令和11年度まで、本チャレンジプランの進行状況のスケジュールをお示しさせていただいております。進行の状況によって変動は随時行っていますが、提言の実現に向けて、しっかりとこの本プランが実現できるようにチャレンジしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。宇田委員。

【宇田委員】 この当日配布資料の第3章の(2)チャレンジプランにおける「重要な視点のウの教員の負担軽減と試行実現」ですが本体見ると181ページに、このことが書いてあると思っております。このタイトルにあるように、非常に重要な留意点が書いてあると思っております。181ページのウの真ん中よりちょっと下ですね、ただしからなんですけど、「ただし制度設計に当たっては教員の負担軽減という本市の方向性を常に意識し、協議の意思に反して無理に兼職兼業に従事させることがないよう特段の注意を払う必要があります。」これとっても重要だと思います。

そしてまた、兼職兼業を行う教員の健康管理や本来の公務への支障が生じない等について確認を常に行う。結局やりたいからやりますよ、兼職兼業やりますよって言って、体を壊したり、本来の公務に支障をきたすっていうのは何ら変わらないわけなんで、非常にここ重要なところだと思いますので、しっかりよくその留意点が書けてありますので、ぜひこのチャレンジプランを遂行する上で、このただし書き以降を本当に十分留意していただければと思います。以上です。

【教育長】 吉本主幹。

【教育部主幹】 御意見をいただきました。しっかりとこの内容について、押さえて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。御示唆もいただきましたので、一応これで決定ということで進んでいく形になりますか。今日で決定でよろしいでしょうか。吉本主幹。

【教育部主幹】 はい。こちらの計画で、名称もチャレンジプランと名称を付けさせていただきます、大変に難しい課題がある事業ではありますが、これは一丸となって、また市内の力を借りて進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

【教育長】 よろしうございましょうか。1年間かけて準備して行って、令和8年から試行がいよいよ本格化、一部本格化していくということです。今後、教育委員会定例会で随時、適宜報告しながらやってまいります。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。報告第10号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第10号は報告のとおり承認することといたします。

その他報告事項

【教育長】 次に、日程第14、その他報告事項について。事務局からは特にございませんが、委員の皆様から何かございますか。ないようですので、その他報告事項を終わります。

それでは、これから非公開の議事に入ります。暫時休憩いたします。

(非公開会議)

【教育長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考日程・閉会

教育委員会定例会の開催

令和7年4月18日(金曜日)午後3時 市役所第二棟4階委員会室

最後に、次回の教育委員会定例会は、令和7年4月18日(金曜日)、午後3時より、福生市役所第2棟4階委員会室にて開催いたしますので、御予定くださいますようお願いいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年第3回福生市教育委員会定例会を閉会いたしま

す。ありがとうございました。

(午後3時56分終了)